

Q2：「預貯金など」にはどのようなものが含まれますか。また、どのように確認するのでしょうか。

A2：以下の表のとおりです。

※申請に当たっては通帳の写しなどの提出をお願いします。

預貯金などに含まれるもの (資産性があり、換金性が高く、 価格評価が容易なものが対象)	確認方法 (価格評価を確認できる書類の入手が 容易なものは添付を求めます)
預貯金(普通・定期)	通帳の写し (インターネットバンクであれば口座残高ページの写し)
有価証券(株式・国債・地方債・社債など)	証券会社や銀行の口座残高の写し (ウェブサイトの写しも可)
金・銀(積立購入を含む)など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の口座残高の写し (ウェブサイトの写しも可)
投資信託	銀行、信託銀行、証券会社などの口座残高の写し (ウェブサイトの写しも可)
タンス預金(現金)	自己申告

負債(借入金・住宅ローンなど)は、預貯金などから差し引いて計算します。(借用証書などで確認)また価格評価は、申請日の直近2カ月以内の写しなどにより行います。

※預貯金などに含まれないもの
・生命保険、自動車、腕時計、宝石など時価評価額の把握が難しい貴金属など
・絵画、骨董品、家財など

□預貯金などおよび配偶者の所得については、市区町村の窓口への申告が必要になります。

□市区町村は必要に応じて銀行などに口座情報の照会を行います。また不正に負担軽減を受けた場合には、それまでに受けた負担軽減額に加え最大2倍の加算金(負担軽減額と併せ最大3倍の額)の納付を求めることがあります。

Q3：なぜ配偶者の所得を勘案するのですか？

A3：配偶者間では、民法上も、他のご親族以上に家計を支え合うことが求められていることから、配偶者の方が市区町村民税を課税されている場合には、食費・部屋代をご負担いただくこととしています。

Q4：判定方法の見直しにより、食費・部屋代を負担すると生活が非常に苦しくなるのですが…

A4：次の要件の全てに該当する第4段階の方は、市区町村に申請することで、第3段階(以下の表を参照)の負担軽減を受けることができます。

- ・2人以上の世帯の方
- ・世帯の年間収入から施設の利用者負担(介護サービスの利用者負担、食費・部屋代)の見込額を除いた額が80万円以下・世帯の現金、預貯金などの額が合計450万円以下 など

(参考)利用者負担段階と負担限度額

利用者負担段階	対象者	負担限度額(日額)			
		部屋代	食費		
第1段階	・世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で高齢福祉年金を受給されている方 ・生活保護などを受給されている方	多床室	0円	300円	
		従来型個室	(特養など)		320円
			(老健・療養など)		490円
		ユニット型準個室	490円		
		ユニット型個室	820円		
第2段階	・世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間80万円以下の方	多床室	370円	390円	
		従来型個室	(特養など)		420円
			(老健・療養など)		490円
		ユニット型準個室	490円		
		ユニット型個室	820円		
第3段階	・世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で上記第2段階以外の方	多床室	370円	650円	
		従来型個室	(特養など)		820円
			(老健・療養など)		1,310円
		ユニット型準個室	1,310円		
		ユニット型個室	1,310円		
第4段階	・上記以外の方	負担限度額なし			

健康福祉課 ☎ 72-6934